

枕崎市キャッシュレス決済消費喚起ポイント還元事業業務委託仕様書

1 業務名

枕崎市キャッシュレス決済消費喚起ポイント還元事業業務委託

2 業務目的

新型コロナウイルス感染症の影響に加え、コロナ禍における原油価格や物価高騰のあおりを特に受けている市内の飲食店及び宿泊業等（以下「対象業種」という。）の支援につなげるため、普及が進む非接触型のキャッシュレス決済（QRコードやバーコードを読み取るコード決済（以下「コード決済」という。））の手法を用い、利用者に対しポイント還元をすることにより地域内外から消費を呼び込み、市内飲食店等での消費喚起を図るとともにキャッシュレス決済のさらなる普及促進を目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

4 事業費上限額

枕崎市キャッシュレス決済消費喚起ポイント還元事業 金19,395,000円（消費税及び地方消費税を含む。）ただし、ポイント付与原資（以下「ポイント還元額」という。）については、金13,440,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）以上とする。

事務費は、事業費上限額からポイント還元額を除いた額の範囲内とし、消費税等、本業務に係る一切の費用を含む。

受託者が本業務を執行するにあたり必要となる一切の費用を含み、市は契約金額以外の費用を負担しない。

新型コロナウイルス感染症の影響等による本業務の変更・中止については、契約期間、委託料もしくはその両方を変更する契約変更を行う。その際、変更・中止に伴って発生した費用については、別途協議するものとする。

5 事業概要

市内の飲食店等において、飲食・商品・サービス等をコード決済を用いて購入・利用した方に、予算の範囲内で、決済額の40%分のポイントを付与する事業（以下「キャンペーン」という。）を実施する。

【キャンペーン内容】

ポイント還元率	決済金額の40%
ポイント付与上限額	4,000円/回、12,000円/期間 ※各コード決済につき12,000円/期間とする (例:コード決済事業者が5つの場合は、合計60,000円/期間)。 付与ポイントの条件、付与時期については、市と受託者による協議のうえ決定するものとする。
対象店舗	対象業種において対象コード決済を導入している市内所在の実店舗
ポイント付与対象者	対象店舗において対象コード決済で支払いをした利用者 (在住要件は問わない)
実施期間	令和5年2月1日～令和5年2月28日

6 業務内容

(1) 事務局の設置

契約締結後速やかに、業務全般の総括や市との連絡調整窓口を担う事務局を設置すること。具体的な業務内容は、以下のとおりとする。

- ① 適正かつ確実な業務遂行体制を構築し、運営業務を統括すること。
- ② 全体スケジュールを管理し、適切に事業の進捗を図ること。
- ③ 個人情報、セキュリティの高い場所で管理し、個人情報の流出がないよう体制を確保すること。
- ④ 複数のコード決済事業者で、統一的にキャンペーンを行うための調整、管理を行うこと。
- ⑤ コールセンター開設期間外の問合せに対応すること。
- ⑥ 市及びコード決済事業者との連携を密にすること。
- ⑦ 対象店舗データ、利用金額、ポイント還元額等の管理を行うこと。
- ⑧ 対象店舗との連絡調整を行うこと。
- ⑨ 本業務に必要な準備を行うこと。
- ⑩ 市より要望があった場合、キャンペーン期間中であっても中止すること。ただし、中止時期については市と協議のうえ決定すること。

(2) 対象店舗の選定にかかる業務

- ① 受託者が対象店舗リストを作成したのち、市と協議のうえ決定する。
- ② 対象店舗リストを作成するにあたり、対象業種であるか等、疑義が生じた場

合は、店舗への架電、店舗のホームページ又は実地調査等により確認を行うこと。ただし、コード決済事業者で確認がとれる場合はこの限りではない。

- ③ 対象店舗に対して、キャンペーンの内容について十分な説明を行い、参加の意志を確認した上で選定を行うこと。
- ④ 対象店舗のコード決済の新規導入を促すべく、コード決済事業者と協力し、対象店舗の開拓を積極的に行うとともに、希望する店舗が可能な限り短期間でキャンペーンに参加できるよう対応すること。
- ⑤ 対象店舗リストの公表については、市と協議のうえ決定するものとし、必ずしも公開する必要はないものとする。

(3) 決済事業者の選定

- ① 提案にあたっては、本業務においてポイント付与を行うコード決済を実施する事業者（以下「コード決済事業者」という。）を4者以上（3者以上で国内のQRコード会社の6割程度のシェアとなること。）を選定すること。
- ② 本市の経済規模、キャッシュレス決済加盟店舗数、ポイント還元率、対象店舗や利用者の増加の期待等を十分に考慮のしたうえで、事業効果が最大限に発揮できるコード決済事業者を選定すること。

(4) 決済及びポイント還元業務

- ① 期間中に対象店舗において、対象となるコード決済を行った利用者に対し、コード決済事業者を通じ、決済額の40%分のポイントを還元する。
- ② ポイントの付与状況の進捗管理を行い、1週間に1回程度又は市が求める場合に付与状況の報告を行うこと。

(5) 事業の広報業務

- ① 効果的な告知方法（事業専用ホームページ、SNS等）により、対象店舗及び利用者に向けた分かりやすいキャンペーンの周知を図ること。
- ② 各コード決済事業者のアンテナショップでは常に相談体制がとれるなど、キャンペーン実施に向けて、キャッシュレス決済に不慣れな方への対応に努めること。
- ③ チラシやポスター等の広報物を下記の内容で作成し、対象店舗用広報物については対象店舗への配布と広告掲出依頼をすること。

ア デザインに関すること

- ・キャンペーンの内容が明瞭に分かり、市が独自で行う施策であることが伝わるデザインを取り入れること。
- ・各広報物の図案は統一性を保つこと。

イ 作成物に関すること

- ・必要な広報物について次の通りとする。

品 名	数 量
A 4 折込チラシ	9,500枚
A 3 ポスター	143枚
のぼり	143枚
三つ折りチラシ	7,150枚

- ・数量は目安であり、実際の作成については数量を市と協議すること。

- ④ 広報を行う前に、市に確認を受けること。

(6) 問合せ対応業務等

- ① キャンペーンにかかるコールセンターを開設し、対象店舗及び利用者等からの問合せに対応すること。
- ② コールセンターは上記(5)の事業の広報開始までに開設すること。
- ③ コールセンターは市内店舗及び利用者からキャンペーンに関する問合せに十分に対応できる体制を整えること。
- ④ 各コード決済事業者と連携し、対象店舗及び利用者からの問合せに対して、円滑かつ誠実に対応すること。
- ⑤ 問合せの概要や件数については、実績報告書に含めて市に報告すること。

(7) 事業実績報告業務（キャンペーンの効果分析）

業務委託実施期間終了後、速やかに下記の内容が確認できる資料を添付した事業実績報告書を提出すること。提供された情報は検査及び市場動向の把握のために用いるものとする。

- ① ポイント付与総額及び業種別ポイント付与総額
- ② キャンペーン実施前、実施期間中の対象店舗における決済総額及び業種別決済総額
- ③ キャンペーン実施期間中の各コード決済事業者の対象店舗数、決済金額、利用者数及び利用回数などについて、年代別、時間帯別等、可能な範囲で詳細な集計を行うこと（ただし、個人が特定されない様式とすること）
- ④ キャッシュレス決済加盟店におけるキャンペーン参加・不参加事由の把握
- ⑤ アンケート調査などによる期間中の経済波及効果に関する効果検証
- ⑥ キャンペーンの分析による本市のキャッシュレス決済の普及に向けた提案書の作成

7 委託料の支払

業務委託完了後、市の検査を経て受託者の請求に基づき支払うこととする。

ただし、受託者は市が業務の円滑な遂行を図るために必要があると認めるときは、市との協議により業務完了前に事業実施に必要な額を請求できる。

8 成果物

上記1～7で報告を求めているもの及び以下の成果物については、紙媒体及び電子データを提出すること。成果品提出後に不備等が発見された場合は、受託者の責任において訂正すること。

- (1) 広報物を作成した際には、広報を行う前に提出すること。
- (2) 事業実績報告書及びアンケート調査報告書契約期間終了までに提出すること。

9 その他の留意事項

- (1) 受託者は、本業務の執行により知り得た情報が漏洩することの無いように、情報の管理に万全の措置を講じること。業務終了後、又は契約解除後も同様とする。また、受託者の責めに帰すべき情報流出等の事故に対しては、受託者が責任を負うが、市に対しては速やかに報告すること。
- (2) 受託者は個人情報の保護に関する法律や枕崎市個人情報保護条例等を遵守すること。
- (3) 本業務における成果物は全て本市に帰属するものとし、無断で公表・譲渡・貸与、または使用してはならない。
- (4) 委託業務の全部又は大部分を一括して再委託することを禁止する。また、再委託にあたっては、事前に市と協議を行うこと。
- (5) 業務上のトラブルなど、緊急時には遅滞なく市に報告すること。
- (6) 本仕様書に明示がない事項及び本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、その都度、市と受託者が協議のうえ決定する。
- (7) 受託者は、委託料の対象となる経費の支出状況がわかる帳簿等を整備するものとし、本業務を完了し、又は中止し、若しくは廃止した日の属する年度の終了後5年間これを保存すること。